

令和元年 5 月 24 日

厚生労働省社会・援護局
保護課長 矢田貝 泰之 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

2020 年度予算および今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で 180 施設を超える私たち救護施設は、居住と生活に係わる総合的な支援を必要とする全ての人々にとってのセーフティネットの役割を担い、地域生活が可能な入所者に対しては積極的に地域移行に向けた支援を進めるとともに、地域の生活困窮者に対して、これまで培ってきた機能を活かした支援を行いながら、地域ぐるみで支えあう支援体制の構築を目指しています。

また、本会では昨年度、救護施設が目指すべき将来像の構築に向けて「救護施設のあり方に関する基本的な考え方」を策定し、地域のセーフティネットを担う施設としての一層の機能強化に向けて、全国の会員施設がその実践に取り組んでいるところです。

こうした取り組みをより一層積極的に推進するため、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 生活保護制度の見直し時への配慮について

生活保護制度の見直しの検討にあたっては、救護施設利用者の地域への移行や、地域生活に移行した元利用者および地域の生活困窮者の支援が一層推進できるよう、事業や職員配置、施設・設備の活用について柔軟に対応できる仕組みを講じていただきたい。

救護施設が、生活保護制度のもと、今後もセーフティネットとしての役割・機能を十分に発揮できるよう、配慮願いたい。

2. 福祉・介護人材の確保・定着対策のさらなる強化について

救護施設利用者が安心して豊かな生活をおくるためには、一人ひとりの職員がその専門性を活かして生き生きと活躍し、やりがいを持って働き続けることが重要となる。そのためには、職員が働きやすい労働環境や労働条件を整備し、人材の安定的な確保が行える環境を講じるための特段の施策を講じていただきたい。

3. 救護施設と福祉事務所の連携強化について

救護施設には様々な背景を理由に、身元引受人が不在となった方もおり、賃貸契約をはじめとした様々な場面で不利益を被っていることがある。救護施設が個別に対応しているケースもあるが、利用者がより安全に安心した生活を送るためにも、保護実施機関が今まで以上に救護施設と連携して関わることの強化をお願いしたい。

4. 救護施設入所者における他法他施策の適切な活用促進のための方策について

救護施設が常に社会の要請に応え、循環型セーフティネット施設としての機能を維持、発揮するため、他法他施策による支援につながるよう、関係機関の連携等の強化が図られるような施策を講じていただきたい。

5. 入所者処遇特別加算費における高齢者等の範囲の見直しについて

社会福祉施設における高齢者等の雇用の促進を図るためにも高齢者等の範囲の見直しをお願いしたい。「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて（社施第 86 号平成 2 年 6 月 18 日）」において、高齢者等の範囲は「原則として 60 歳以上 65 歳未満の者」となっているが、65 歳までの継続雇用制度の導入等の現状から 65 歳以上の雇用についても認めていただきたい。

6. 保護施設通所事業における事業定員の下限の見直しについて

地域によっては保護施設通所事業の基準を満たすことができない施設がある。保護施設通所事業の取り組みが進むように、事業定員の下限の見直しをお願いしたい。

7. 生活困窮者自立支援法における認定就労訓練事業を行う場合の、税制上の措置の見直し等について

社会福祉事業として就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、救護施設における就労訓練事業の取り組みをより一層進めるために、社会福祉法人等が事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税としていただきたい。同様に、不動産に係る不動産取得税等についても非課税としていただきたい。